平成２５年（フ）第５５４４号
大阪市中央区南船場１丁目10―８―1301
破産者　株式会社アール・アンド・デー・アソシエイツ
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８７号
大阪市鶴見区放出東２丁目５番４―101号
破産者　有限会社伸光製作所
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９５号
大阪市住之江区平林南２丁目８―43
破産者　有限会社ポーキーズ
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６７号
大阪府寝屋川市新家１丁目５番15号
破産者　玄洋金属株式会社
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０８２号
大阪府東大阪市新鴻池町14番21号
破産者　豊広建設株式会社
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４９４号
大阪府寝屋川市堀溝１丁目７番８号
破産者　株式会社藤や
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５６４号
大阪市都島区片町２丁目７番29号１階
破産者　有限会社ハオアーツオフィス
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５７２号
大阪市旭区高殿２丁目12番１号
破産者　有限会社高殿フーズ
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５７８号
京都市山科区東野八反畑町21番地36号
破産者　有限会社カオルデザイン
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５８１号
大阪市生野区新今里１丁目17番16号
破産者　有限会社ヒューマンリレーションズ
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１０号
堺市北区長曽根町130番地42株式会社さかい新事業創造センターＳ―ＣＵＢＥ206号
破産者　株式会社タナハーティン
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
佐賀県佐賀市東与賀町大字田中552番地の６
破産者　株式会社鬼崎建設
1　決定年月日　平成26年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８１号
北海道久遠郡せたな町大成区久遠161番地
破産者　株式会社丸キ遠藤商店
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第８号
金沢市尾張町２丁目11番29号
破産者　花松商事株式会社
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第６３号
岐阜市上材木町374番地１　ブライトリブイト一901号室
破産者　中野　雅彦
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３１９号
静岡県熱海市和田浜南町９番23号
破産者　株式会社上久商店
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第７５号
愛知県豊橋市東幸町字大山164番地の34
破産者　有限会社松尾商事輸送
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１４３号
三重県津市安濃町草生91番地
破産者　ＳＡＫＡＧＵＣＨＩ―Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４５号
三重県津市長岡町3060番地の１
破産者　有限会社ゴール
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１８６号
三重県四日市市大字西阿倉川1212番地６、破産手続開始時の住所三重県松阪市宝塚町1509―２　マメゾン201号
破産者　荒木　博貴
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３３号
三重県津市白山町川口3967番地
破産者　有限会社松島精工
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３４号
三重県津市半田1128―109、破産手続開始決定時の住所三重県津市白山町川口4001番地
破産者　松島　美人
1　決定年月日　平成26年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係